

オアシスクラブ ファミリア会員 利用規程

第1章 総則

第1条 用語の定義

本規程	この規程
ファミリア会員	オアシスクラブ会則及び本規程に従いオアシスクラブファミリア会員となった人
当社	株式会社セラヴィリゾート泉郷
ファミリアセカンド	ファミリア会員の子、孫、2親等以内の親族、その他これらに準ずる者のうち、当該ファミリア会員が指定し、当社がこれを認めた人

第2条 本規程の適用範囲

本規程は、当社および利用対象者（ファミリア会員またはファミリアセカンドを含む）を拘束します。

第3条 本規程の変更

- 当社は、本規程を変更することがあります。その場合には、変更後の本規程に従うこととなります。
- 当社が本規程を変更する場合には、変更の効力が発生する3ヶ月前までに変更内容を会員に対し開示します。

第2章 ファミリア会員

第4条 ファミリア会員の資格・権利

- ファミリア会員は、満60歳以上の個人のうち、当社が認めた者に限り、ファミリア会員権1口を付与することができます。
- 当社は、ファミリア会員に対し、入会金または名義変更手数料並びに初年度年会費の支払いを条件に2枚の会員カード（1枚を当該ファミリア会員に、もう1枚をファミリアセカンドに発行します。）と、当該利用年度の年会費の支払いを条件に1利用年度あたり15枚（利用年度途中での入会時には当社が別途定める枚数）の利用クーポン券を発行します。
- 利用対象者は、有効な会員カードまたは利用クーポン券を本規程の規定に従い使用することにより、会員利用料金にて利用対象施設を利用できます。
- ファミリア会員は、優先予約の権利を有します。またファミリアセカンドはファミリア会員に代わって優先予約の権利を行使することができます。
- ファミリア会員またはファミリアセカンドは、当社が別途定める優待サービスを利用できます。
- ファミリア会員が死亡した場合、ファミリア会員の会員資格の承継は認められません。
- 前項の場合、ファミリアセカンドは、ファミリアセカンドの地位を喪失します。ただし、会社の承認を得ることによりオアシスクラブ通常会員またはファミリア会員となることができす。
- ファミリアセカンドが死亡した場合は、ファミリアセカンドの地位の承継は認められません。ただし、ファミリア会員は会社の承認を得ることにより、別途ファミリアセカンドを指定することができます。
- ファミリア会員は、会社の承認を得ることにより、指定したファミリアセカンドを変更することができます。

第5条 利用対象施設

- 利用対象施設は、当社が別途指定する施設および付帯施設とします。
- 利用対象施設のうち、当社が自ら運営している施設以外の施設については、第3条の手続きを経ずに変更・廃止される可能性があります。予めご了承ください。

第6条 利用年度

4月1日から翌年の3月31日までを1利用年度とします。

第7条 利用対象者

- 会員カード使用時の利用対象者は、ファミリア会員（ファミリアセカンドの会員カードを使用する場合は、当該ファミリアセカンドをいいます。）およびその関係者並びにその同行者となります。ただし、第3章に規定する制限事項がありますので、ご注意ください。
- 利用クーポン券使用時の利用対象者は、利用クーポン券保有者およびその同行者となります。ただし、第4章に規定する制限事項がありますので、ご注意ください。

第8条 退会時の扱い

利用年度途中にて退会した場合、当該利用年度末までは、有効な会員カードまたは利用クーポン券を本規程の規定に従い使用することにより、会員利用料金にて利用対象施設を利用できます。

第9条 年会費

ファミリア会員は、毎年2月末日までに、次利用年度の年会費30,000万円（消費税は別途）を当社に支払う義務を負います。

第3章 会員カード

第10条 会員カード

- 当社は会員権1口につき、ファミリア会員に対し、1枚の会員カードを、ファミリアセカンドに対し、1枚の会員カードを発行します。
- 利用対象者は、会員カードを使用することにより、利用対象施設を会員利用料金で利用することができます。
- 会員カード使用時の利用人数および利用泊数に制限はありません。なお、次条に規定する使用時の制限事項がありますので、ご注意ください。
- 会員カードは、年会費の支払いを条件に、退会の効力発生日の属する利用年度の末日まで有効に使用できます。
- 会員カードを紛失した場合、再発行1枚につき再発行手数料2,000円（消費税は別途）が必要になります。会員カードの再発行後は、従前の会員カードは一切使用できなくなりますので、ご了承ください。
- 会員カードの有効性判定は、当社の会員管理台帳を基準とします。

第11条 会員カードの使用法

- 会員カードは、利用対象施設のチェックイン時に原本を提示することにより使用します。原本以外（コピー等）の提示は、会員カードの使用と認められません。宿泊時に会員カード原本を保有されていない場合、会員利用料金ではなく、一般料金を頂きますので、予めご了承ください。
- 会員カードは、当社が別途定めるシーズンカレンダーのBシーズン、Cシーズン及びDシーズンに属する日のみ使用できます。
- 有効な会員カードは、ファミリア会員、ファミリアセカンドおよびその関係者だけが使用できます。なお、使用時にファミリア会員またはファミリアセカンドとの関係を確認することがございますので、予めご了承ください。

第4章 利用クーポン券

第12条 利用クーポン券

- 当社は、ファミリア会員に対し、年会費の支払いを条件に、会員権1口につき1利用年度あたり15枚の利用クーポン券を発行します。
- 利用対象者は、利用クーポン券1枚を使用することにより、利用対象施設の1室または1棟の定員数まで会員利用料金で利用することができます。
- 利用クーポン券は、券面に記載された有効期限内のみ有効です。券面に記載された有効期限後は無効となり、使用できなくなりますのでご注意ください。
- 利用クーポン券は、その理由を問わず再発行いたしませんので、予めご了承ください。

第13条 利用クーポン券の使用法

- 利用クーポン券は、利用対象施設のチェックイン時に原本を提出することにより使用します。
- 利用クーポン券は、全てのシーズンで使用することができます。ただし、優先予約期間のうち、Aシーズンにおける優先予約に基づき利用時には、会員権1口につき1泊当たり1枚の利用クーポン券しか使用できません。
- 利用クーポン券は、券面に会員番号とファミリア会員もしくはファミリアセカンドの記名と利用クーポン券使用者の記名があれば、どんなでも使用できます。

第5章 利用方法

第1節 予約

第14条 予約

- 予約は、ファミリア会員、ファミリアセカンドまたはその他の利用対象者が当社に予約を申し込み、当社がこれを承諾することにより成立します。
- 予約が成立した場合、当社は、利用対象者のために、利用希望日における利用対象施設の部屋または棟を確保しておきます。なお、確保しておく部屋または棟並びにその数は、予約時の利用希望人数に応じたものとなります。
- 当社は、予約が成立した場合で利用対象者が希望したとき、ご案内書を送付します。
- 当社が本規程において予約を確約している場合を除き、当社は、予約申し込みを承諾しないことがあります。予めご了承ください。
- 当社は、予約申し込みの受け付けの際に、以下の事項を確認します。
 - 会員名義および会員番号
 - ご利用になる方々の代表者の氏名
 - ご利用を希望される施設の名称
 - ご利用を希望される日・期間
 - ご利用を希望される人数および内訳
 - ご連絡先（ご自宅と携帯電話等、日中の連絡先）
 - 施設までご利用される交通手段
 - ご到着予定時刻
 - 会員カードを使用されるかクーポン券を使用されるかの別
 - その他ご要望事項
- 付帯施設の利用または食事の予約は、宿泊の予約申し込みの際に同時にお申し込みください。

- 予約申し込みの際に、特定の部屋や棟を指定することはできません。ただし、宿泊プランで指定されている場合を除きます。
- 予約申し込みは1件につき7連泊を上限とします。8連泊以上を希望する場合は2件以上の予約申し込みが必要となります。
- 同一時点で予約の成立が可能な件数には上限があり、会員権1口につき10件までとします。

Aシーズン	ゴールデンウィーク、夏休み、年末年始
Bシーズン	Aシーズンを除く比較的混雑が予想されるシーズンや連休等
Cシーズン	A・Bシーズンを除く比較的混雑が予想されるシーズン及び土曜日・休前日
Dシーズン	A・B・Cシーズンを除く日曜日～金曜日
優先予約期間	Aシーズン及びAシーズンの前後の期間

- 優先予約期間の予約は、会員間の利用の平等化を図るため、まずは優先予約による予約申し込みを受け付け、優先予約による予約成立後、フリー予約による予約申し込みを受け付けます。

第16条 優先予約期間の予約の方法①（優先予約）

- 優先予約の申し込みは、当社が別途指定する申込期限までに、事前に当社が送付する「優先予約申込書」を用いて申し込む方法によります。優先予約の申し込み数が定員数を超えた場合には、予約の成立は抽選によります。
- 優先予約の申し込みの権利は、①ゴールデンウィーク②夏休み③年末年始の各期間毎に、会員1口につき1権利が付与されます。
- 当社は、フリー予約受付開始日の前日までに、優先予約の成否を優先予約申し込み者に通知します。

第17条 優先予約期間の予約の方法②（フリー予約）

- 前条に定める予約以外での優先予約期間の予約申し込みは、当社が別途指定するフリー予約受付開始日より、予約センターにて先着順で受け付けます（営業担当者では、予約申し込みを受け付けません）。ただし、これは予約を確約するものではありません。
- 優先予約期間の宿泊プランは、1泊2食付プランのみの設定となる場合があります。予めご了承ください。

第18条 優先予約期間以外のシーズンの予約の方法

優先予約期間以外の期間の予約申し込みは、利用予定日（連泊の場合は宿泊日ごと）の6ヶ月前（「予約受付開始日」）より、予約センターにて先着順で受け付けます（営業担当者では、予約申し込みを受け付けません）。ただし、これは予約を確約するものではありません。

第19条 予約センター

- 予約センターは、原則として、日曜日と祝日が休業日となります。また、年末年始の一定期間も休業日となります。当該利用年度における休業日については当社が別途指定します。
- 予約センターの営業時間は、午前10時から午後6時までとなります。
- 予約受付開始日が予約センターの休業日に当たる場合は、その翌営業日から予約の申し込みを受け付けます。

第20条 団体予約

- 団体利用
 - 同時に利用される利用対象者の人数が15名以上で、かつ、1泊2食付きプランで利用される場合は、団体利用となります。
- 予約受付開始日前の予約
 - 団体利用については、フリー予約受付開始日より前であっても、利用予定日（連泊の場合は宿泊日ごと）の6ヶ月前より予約を受け付けます。ただし、これは予約を確約するものではありません。

第21条 予約の取消・変更

予約の取消、変更に際しては、キャンセル料が発生する場合があります。詳細は、当社が別途定める予約変更・取消規程に従います。

第2節 料金

第22条 会員利用料金

- 利用対象者は、施設の利用に際しては、宿泊料金等の料金を支払う義務を負います。詳細は、当社が別途定める「オアシスクラブ宿泊料金表」等の規定に従います。詳しくは「オアシスクラブご利用案内」をご確認ください。
- 「オアシスクラブ宿泊料金表」は経済状況の変動等の理由により、やむを得ず利用年度中に変更される場合があります。予めご了承ください。

第3節 宿泊

第23条 宿泊の方法

利用対象者には、施設の利用に際し、遵守いただく事項があります。詳細は、当社が別途定める宿泊約款に従います。

以上

平成26年8月1日 制定・発効

平成31年4月1日 改訂

令和元年12月15日 改訂

令和5年4月1日 改訂

セラヴィリゾート泉郷

Oasis Familia

オアシスクラブ ファミリア会員

・オアシスクラブ会則

・オアシスクラブ ファミリア会員 利用規程

オアシスクラブ会則

第1章　総則

第1条（名称）

本クラブは、オアシスクラブ（以下「本クラブ」という）と称する。

第2条（目的）

本クラブは、クラブの普及と発展に努め、会員の健康増進を図ると共に、相互の親睦を図り、健全なクラブライフの創造と文化の向上に資することを目的とする。

第3条（施設等）

本クラブは、前条の目的を達成するため、株式会社セラヴィリゾート泉郷（以下「会社」という）が所有又は経営もしくは提携する宿泊施設及び付帯施設のうち、会社が本クラブの用途に供するものとして指定した施設（以下「施設」という）を利用できるものとする。

第4条（協力義務）

本クラブと会社とは、それぞれの目的を相互に理解し、協力して施設の維持とクラブの円滑な運営を図るものとする。

第2章　会員

第5条（会員の種類）

- 本クラブは会員制とする。
- 会員は第7条1項で定める資格を有し、かつ、同条3項に定める手続を経てクラブに登録された者でなければならない。
- 会員の種類は次のとおりとする。
 - 通常会員……本クラブの目的に賛同して入会した個人及び法人。
 - 法人特別会員……本クラブの目的に賛同して入会した法人のうち、複数口数分の施設利用権を有する法人。
 - タイムシェア会員……（1）の会員のうち、特定の施設又は部屋に対する専有利用権を有する個人及び法人。
 - わんわんパラダイス会員……（1）の会員のうち、特定の施設又は部屋に対する専有利用権を有するとともに、同伴する犬について、付帯サービスを受ける権利を有する会員。
- 会社は必要に応じて新たな会員の種類を設けることができる。
- 施設の廃止その他会社の経営方針により、特定の施設又は部屋に対して専有利用権を有するタイムシェア会員又はわんわんパラダイス会員が、同人の専有利用権の対象である特定の施設又は部屋の利用をすることが困難となった場合には、特段の事情なき限り、タイムシェア会員又はわんわんパラダイス会員は通常会員となるものとする。

第6条（会員の定員数）

- 会員の総口数は、施設の1客室（戸建て別荘は1棟を1客室と、ホテルは1室を1客室とそれぞれ計算する）当り20口をもって、基準会員口数とする。但し、一般ビジターの利用は、経営の効率化を図るため、会員の利用に支障のない範囲で会社の裁量により決定できるものとする。
- 会社は、会員に欠員を生じたとき又は施設の増設又は増改築もしくは提携などにより宿泊施設の収容力が増加したときは、前項基準に従い会員の追加募集を行うことができる。

第7条（会員資格）

- 会員は、健全な社会生活を営む善良なる個人又は法人であって、かつ、本クラブの目的に賛同する者でなければならない。
- 次のいずれかの事由に該当し、もしくはこれに該当するおそれがあると認められる者は、本クラブの会員となることができない。
 - 会員が破産手続開始、再生手続開始、差押、仮差押、仮処分、滞納処分、手形・小切手等の不渡処分又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - 提携ローンを利用した場合において、ローン返済金の支払いを遅滞したとき
 - 会員およびその関係者が、暴力団又はこれに関係する団体その他特殊団体に所属する者又はそれに関連する者と認められたとき
 - 会員資格や入会目的などを偽って入会したことが明らかとなったとき
 - 会員が解散又は行方不明もしくはこれに準ずる状態となったとき
 - 第16条各号のいずれかの事由に該当するとき
 - 会員が契約書、会則、利用規程等に違反したとき
 - その他クラブ会員としてふさわしくないと会社が判断したとき
- 本クラブに入会を希望する者は、以下に定める全手続を履践することにより、会員資格を取得する。但し、会社は、会員資格取得前といえども、入会契約締結後において、会員に準じて施設の利用を認めることができる。
 - 会社指定にかかる入会書類の全てに必要事項を記載のうえ、これを会社に提出すること
 - 会社による資格審査により会社の承認を得ること
 - 会社と入会契約を締結すること
 - 入会契約金及び初年度年会費の全額を支払ったこと

第8条（更新及び退会）

- 会員資格は、年会費の支払により1年間毎の自動更新とする。
- 前項の定めにかかわらず、会員は、本条所定の退会手続を履践することにより、本クラブを退会することができる。
- 退会を希望する会員は、会社に対して退会申入れを行ったうえで、所定の退会届を会社に対して提出しなければならない。
- 会員が、前項所定の退会届を会社に提出したときは、退会届提出日より3ヶ月経過日に退会の効力が生じるものとする。

第9条（会員の権利）

- 会員は、会社が別途定める利用規定に従い、第3条で定める施設を一般の利用者に比し優先的に利用することができる。
- 会社は、特定の季節又は日時に特定の施設に会員の利用希望が集中したときは、会社の定める基準によりその調整を図るものとする。
- 会員は、本条1項に定めるほか、次の特典を受けることができる。
 - 会社主催の各種イベント、その他の行事に有利な条件で参加すること。
 - 会社が発行する会報等の配付を受けること。

第10条（会員の義務）

会員は会社に対し次の義務を負う。

- 本クラブの目的実現に協力すること
- 年会費を所定の期限までに会社に支払うこと
- 所定の利用料及び参加料を会社に支払うこと
- 入会契約、本会則、その他会社の定める諸規則を遵守すること
- 会員名義を他人に貸与したり、他人に自己名義を詐称させたりしないこと
- 本クラブを第2条に定める目的を除く他の目的に利用しないこと
- 本クラブの秩序を乱し、名誉を傷つける行為をしないこと
- 住所その他登録事項に変更があったときには、速やかに所定の届出をするこ

第11条（営業行為の禁止）

- 会員は、会員としての権利又は地位を利用し、一切の営業行為又はそれに類する行為を行ってはならない。
- 会員が、前項の規定に違反したときは、会社は、当該会員を直ちに除名処分とすることができる。
- 会員が本条1項に違反した場合において、会社は当該会員が会社に対して既に支払った金員を返還することを要さない。
- 会員が本条1項に違反した場合において、会員は会社に対し、当該会員が営業行為等によって獲得した全売上金相当額を損害賠償金として支払わなければならない。

第12条（入会登録金及び年会費）

- 会社は、一旦納入された申込金、入会登録金及び年会費は、理由の如何を問わずこれを返還しない。
- 年会費の金額及びその納入方法は、会社が別に定めるところによる。
- 会社は、物価の変動その他経済情勢等に応じ、会員が会社に対して毎年支払う年会費の金額を改訂することができる。
- 年会費の年度は、毎年4月から翌年3月まで（利用年度）とし、会員は会社に対し、毎年2月末までに翌年度分の年会費を納めるものとする。

第13条（会員資格の譲渡）

- 会員は、以下の各号に定める手続により、自己の有する会員資格を第三者に譲渡することができ、本項で定める手続が完了するまでは、会員及び譲受人は、会社に対し会員資格の譲渡を対抗することができない。
 - 会員は、所定の名義変更申請書、譲渡人の会員資格を証する書面、譲受人の印鑑証明書、及び入会契約書等会社の指定する書面を会社に提出のうえ、会社に対し、会員資格の譲渡を承認するよう請求することを要する。
 - 会社は、前号に定める会員からの譲渡承認請求があった場合には、すみやかに承認不承認を決定のうえ、会員に告知するものとする。
 - 会員は、前号に基づき会社の承認を受けた場合には、承認後直ちに、会社に対し、別途会社が定める名義書換料を支払わなければならない。
 - 会社は、前号に定める名義書換料の支払いと引き換えに、会員の提出した名義変更申請書を承認する。
- 前項に定める手続が完了した場合、譲受人は、第9条及び第10条に定めるほか、本会則及び関連諸規定に基づく会員の全ての権利及び義務を譲渡人から承継する。
- 会員に年会費の未納その他会社に対する債務の不履行があるとき、もしくは譲受人に本会則第7条各号又は第16条各号のいずれかに該当する事由がありもしくはこれを生ずるおそれがあるときには、会社は本条1項（2）に定める承認を行わないことができる。
- 会社は、会員の依頼により、会員資格の譲渡を斡旋することができる。

第14条（会員資格の承継）

- 個人会員が死亡した場合には、相続開始後1年以内に限り、その相続人が、所定の名義変更届に戸籍謄本を添えて会社に提出し、別途会社が定める名義書換料を支払った後に、会社の承認を得ることにより会員資格を承継することができる。この場合の会員承継手続は、第13条1項に準じ、別途会社の定めるところによるものとする。
- 会員の相続人は、前項に定める手続未了の間は、会社に対して、会員資格の承継を対抗することができない。
- 本条1項の規定により会員資格を承継した場合、会員資格を承継した相続人は、相続開始時に遡って会員資格及び被相続人である会員が会社に対して有する一切の権利及び義務を承継するものとする。
- 会員の相続人が2名以上あるときは、相続人1名に限り会員資格を承継できるものとし、会員資格を承継しようとする相続人は、本条1項の手続に加えて、遺産分割協議書その他相続人全員の承諾書（印鑑証明書添付）を会社に提出しなければならない。
- 会員の相続人が会員資格の承継を希望しない場合は、相続開始後1年以内に限り、第13条並びに本条1項及び4項に定めるところにより、死亡会員の会員資格を第三者へ譲渡することができる。
- 会員の相続人が、本条1項又は5項に定めるいずれの手続もとらなかったときは、会社は、第8条2項による退会の申し出があったものとみなすことができる。
- 法人会員が合併又は分割した場合は、存続法人又は承継法人が会社登記簿謄本その他合併又は分割を証する書面を添え、前各項に準ずる手続きをとることにより会員資格を承継することができるものとする。
- 本条による承継手続については、第13条2項及び3項を準用する。

第15条（会員資格の喪失）

会員は、次のいずれかの事由により会員資格を失う。

- 退会したとき
- 会社が入会契約を解除したとき
- 会員資格を譲渡したとき又は会社分割によって承継されたとき
- 退会勧告を承諾したとき
- 除名されたとき
- 死亡し又は法人格が消滅したとき

第16条（会員資格の一時停止・退会勧告・除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会社は、是正勧告、会員資格の一時停止、退会勧告、除名処分のいずれかの処分をとることができる。

- 本会則、利用規程その他会社が定める規則等に違反したとき
- クラブの名誉・信用を傷つて又は秩序を乱す行為のあったとき
- クラブの品位を損う非行のあったとき
- 会費その他会社に対する支払いを一定期間遅滞したときその他会員としての義務履行を怠ったとき
- 他の会員に迷惑を及ぼす行為があったとき
- 第7条2項各号のいずれかに該当する事実があったとき

第17条（休会）

- 会社は、病氣入院、長期海外勤務など、会社が正当な理由があると認める場合には、当該会員の申し出に基づき、休会を承認することができる。
- 前項の場合において、会社から休会を認められた会員は、休会期間中に第9条に定める会員の権利を行使することができない。

第18条（会員に対する通知）

- 会社は会員に対し、登録住所地宛に通知を発信するものとする。
- 会社は、前項に定める通知を、会報への掲載をもってこれに代えることができる。
- 会社は会員に対し、年1回以上会報を発行する。

第19条（ビジター）

- 会員が紹介し又は同伴するビジターは、会社の承諾を得て施設を利用することができる。
- 前項の場合において、会員は、自己の紹介又は同伴にかかるビジターの行った、施設内外における一切の行為及び会社に対して負担する債務について、ビジターと連帯して全責任を負うものとする。
- 会社は、ビジターの利用料金その他の利用条件について別途これを定める。
- 会社は、施設の効率的運営を図るため、会員の利用に支障のない範囲で施設を一般ビジターの利用に供することができる。

第20条（施設の増設・改築・使用制限・改廃等）

- 会社が、施設の新設又は増設もしくは第三者との間で新規に提携をし、これを本クラブの用途に供するものと追加指定したときには、原則として、従前からの会員に対しても新設・増設・新規提携施設に対する利用権を認めると共に、第6条の基準に従い会員の追加募集を行うことができるものとする。
- 会社は、老朽化、天災地変などにより施設が甚だしい損傷を受けている場合には当該施設の修理・増改築期間中はその全部又は一部の利用制限を行うこと

ができるものとする。施設の修理・増改築等に多大な費用を要する場合には、その施設利用を廃止することができるものとする。

3.本クラブの運営が、天災地変、施設の老朽化、社会・経済情勢の変動その他諸般のやむを得ない事情により著しく困難又は不可能となったときは、会社は3ヶ月以上の予告期間を置いたうえ全会員との間の入会契約を解約することができる。

第3章　会則の改正及び運用

第21条（会則の改正）

会社が、この会則を改定するに際しては、会社が会員から十分に意見を聴取したうえでこれを行う。

第22条（会則の運用）

本会則に定めない事項、及び会則の条項の解釈に疑義を生じた場合には、会社は会員から十分に意見を聴取したうえで誠意をもってこれを決定する。

付　則

（実施）

本会則は、会社にかかる東京地方裁判所平成20年（ミ）第4号会社更生事件又は同（ミ）第5号における更生計画認可決定を条件として同計画において定められた日から施行する。

細　則

（第16条第4号実施細則）

第1条（本細則の対象）

本細則は、オアシスクラブ会則第16条第4号に基づく一時停止処分、是正勧告・退会勧告及び除名処分につき適用され、会社と会員を拘束します。

第2条（一時停止処分）

- 会員が利用年度の最初の日までに当該利用年度に係る年会費の全額を支払わなかった場合、会社は、当該会員に対し、オアシスクラブ会則第16条第4号に基づき会員資格の一時停止処分をおこないます。ただし、会社において一時停止処分を取らなくても当該会員の年会費支払いを確保できると判断した場合に限り、会社は、会員資格の一時停止処分をおこなわないことができます。
- 会社が会員に対し会員資格の一時停止処分をおこなった場合、会社は、当該会員に対し、処分をおこなった日から2週間以内に書面にて一時停止処分を行った旨を通知します。
- 会社が会員に対し会員資格の一時停止処分をおこなった場合、当該会員は、会員の権利を会社に対し行使することができなくなります。
- 会社が会員に対し会員資格の一時停止処分をおこなった場合、会社は、当該会員に対して利用クーポン券及びタイムシェアクーポン券（以下、総称して「クーポン券」といいます。）を発行せず、また、発行済みのクーポン券及び会員カードの使用を認めません。
- 会員は、会社に対し、会員資格の一時停止処分により生じた損害の賠償請求など一切の請求をすることができません。
- 会員資格の一時停止処分を受けた会員が支払日の属する利用年度の年会費全額および会員資格停止期間1年間あたり1万5000円（消費税は別途支払う）（会員資格停止期間が1年未満の場合には支払日の属する利用年度の年会費全額の支払いで足ります。）を加えた額を会社に支払った場合、会社は、当該会員の会員資格の一時停止処分を解除しなければなりません。ただし、会員資格を失った後に支払った場合はこの限りではありません。

第3条（是正勧告・退会勧告）

- 会員資格の一時停止処分がおこなわれてから1年以上が経過した場合、会社は、当該会員に対して、是正勧告または退会勧告をおこないます。
- 会社は、書面にて是正勧告または退会勧告をおこなわなければなりません。

第4条（除名処分）

- 会員資格の一時停止処分がとられ、3年以上経過した場合、会社は、該当する会員に対して除名処分をおこないます。
- 会社が会員に対し除名処分をおこなった場合、会社は、当該会員に対し、処分をおこなった日から2週間以内に除名処分を行った旨を書面にて通知します。
- 会社が会員に対し除名処分をおこなった場合、当該会員は本クラブの一切の会員資格を失います。
- 会員は、会社に対し、除名処分により生じた損害の賠償請求など一切の請求をすることができません。

第5条（本細則の変更）

会社が本細則を変更する場合、会社は、変更の3ヶ月前までに会員に対し変更箇所を明示して通知しなければなりません。

平成24年10月15日　制定

平成25年4月1日　発効

令和5年4月1日　改訂